



平成23年5月13日

各 位

会 社 名 伊藤ハム株式会社
代表者名 取締役社長 堀尾 守
(コード番号 2284 東・大)
問合せ先 広報・IR部長
細見 忠
(電話 0798-66-1231)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、平成23年6月28日開催予定の第71回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をするものであります。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役全員が同意し、監査役が異議を述べない場合には、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (3) 会社法第426条及び第427条の定める取締役及び監査役の責任減免制度に基づき、取締役及び監査役の適切な人材確保を容易にし、期待された役割を十分に発揮できるようにするための規定を新設するものであります。
なお、取締役の責任免除規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を可能にするため、剰余金の配当等の決定を株主総会の他、取締役会でもできるよう変更するものであります。
- (5) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 13 条) 第 19 条</p> <p>(内容省略)</p>	<p>第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 14 条) 第 20 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 21 条 (取締役会の決議の省略) <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 22 条 (取締役の責任免除) <u>(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>
<p>第 20 条) 第 24 条</p> <p>(内容省略)</p>	<p>第 23 条) 第 27 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 28 条 (監査役の責任免除) <u>(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第25条</u> (内容省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 26 条 (期末配当及び基準日)</u> <u>(1) 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u> <u>(2) (内容省略)</u></p>	<p><u>第 29 条 (現行どおり)</u></p> <p><u>第 30 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>第 31 条 (期末配当及び基準日)</u> <u>(1) 当社は、毎年3月31日を基準日として、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u> <u>(2) (現行どおり)</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成23年6月28日(火)

定款変更の効力発生日

平成23年6月28日(火)

以上